

調停の概要

① 手続きの種類

	あっせん	調停	仲裁
趣旨	当事者の歩み寄りによる解決を目指す。(注1)		裁判所に代わって判断を下す。
担当委員	2名	3名	3名
解決した場合の効力	民法上の和解としての効力（別途公正証書を作成したり確定判決を得たりしないと強制執行ができない。）		裁判所の確定判決と同じような効力（執行決定を得て強制執行ができる。）
特色	調停の手続きを簡略にしたもので技術的・法律的な争点が少ない場合に適する。	技術的・法律的な争点が多い場合に適する。場合によっては調停案を示すこともある。	裁判に代わる手続きで、一審制。仲裁判断の内容については裁判所でも争えない。
その他			仲裁合意（注2）が必要

（注1）解決の見込みのあるかぎり審理を継続することになりますが、一方又は双方が互いに譲歩することなく、容易に妥協点が見出せないような場合には、手続きは打ち切られることになります。

（注2）「仲裁合意」とは紛争の解決を第三者（この場合は審査会）へ委ね、裁判所へは提訴しないことを約した当事者の合意をいい、仲裁手続きを進めるためには当事者間にこの合意があることが必要です。なお、仲裁法の施行（平成16年3月1日）後に消費者と事業者の間で締結された仲裁合意については、消費者に解除権が認められています。

② 調停の流れ

